

重 要

令和2年4月15日

4月22日(水)法定講習実施方法の変更について

先日、宅地建物取引士法定講習の実施方法について連絡させていただいたところですが、国土交通省から講習の実施方法の変更について通知がありました。

このため**4月22日(水)の法定講習は開催せず**、以下のとおりの取扱いとさせていただきますので、お知らせします。

1. 法定講習実施の方法

前回ご案内しているとおり、教材を用いた自宅学習、「確認テスト(問題B)」による効果測定を行うことにより実施します。

2. 教材等の配布方法

4月22日の法定講習にお申込みいただいている皆様には、**4月17日(金)にヤマト便によりご自宅へ個別に**教材等(「テキスト4冊」・「県からの講義資料」・「法定講習学習報告書」・「確認テスト(問題B)」)を送付します。

3. 学習方法・取引士証の送付

(1) 届いた教材等により自習いただき、下記の4点を当協会まで**簡易書留**で郵送してください。

- ① 「法定講習 学習報告書」(必要事項を記入)
- ② 「確認テスト(問題B)」(解答したもの)
- ③ 受講票(裏面に住所・氏名を記入)
- ④ 現在お持ちの宅地建物取引士証(取引主任者証)

(2) 協会へ到着後、概ね1週間以内に新しい取引士証を発送させていただきます。

【お問い合わせ先】

(公社)鳥取県宅地建物取引業協会

〒680-0036 鳥取市川端2-125 鳥取県不動産会館

T E L : 0857-23-3569 F A X : 0857-27-1854